

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

注文した覚えのない商品が届いたら 要注意！

【事例】

自宅に届いた宅配便の送り状に「男性化粧品」と書いてある。注文した覚えがなく、全く必要のないものが送られてきた。



【対策】

- 商品を一方的に送り付け、消費者が「受け取った以上支払わなければならぬ」と勘違いして代金を支払うことを狙った「送り付け商法」の手口であるため、注意しましょう。
- ▼代金引き換えで送られてくるケースもあります。注文していない商品は受け取ったり、料金を支払ったりせず、運送業者にはっきりと「受け取りを拒否します」と伝えましょう
- ▼商品を受け取った場合でも、特定商取引法により、受取日から14日間経過すれば商品を自由に処分して問題ありません
- ▼家族が同居している場合は、注文内容を家族で共有しておきましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越し下さい）

消費者ホットライン「188」も ご利用ください

困りごとがあるときは、一人で抱え込まず、消費者ホットラインもご利用ください。お近くの消費生活センターなどにつながり、専門の相談員が困りごとの解決を支援します。

消費者ホットライン=☎188



◀消費者庁消費者
ホットライン188イ
メージキャラクター
「イヤヤン」